

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則を以て公布する。

令和八年一月三十日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県規則第三号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のようにより改正する。

第八十条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「百万円」を「一百万円」に改め、同条第一号中「一百万円」を「一百五十万円」に改める。

第一百三条第三項第一号中「十万円（）」を「二十万円（）」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第一百七十二条第一項中「百万円」を「一百万円」に、「千万円」を「一千万円」に改める。

別表第一三項中「1,000万円」を「2,000万円」に、「500万円」を「1,000万円」に改める。

別表第二第八項中「100万円」を「200万円」に、「300万円」を「500万円」に改め、同表第九項中「洗たく代」を「洗濯代」に、「100万円」を「200万円」に改め、同表第十項中「1,000万円」を「2,000万円」に、「500万円」を「1,000万円」に改め、同表第十一項中「500万円」を「1,000万円」に、「100万円」を「200万円」に改め、同表第十二項中「100万円」を「200万円」に改め、同表第十五項中「500万円」を「1,000万円」に、「300万円」を「500万円」に、「100万円」を「200万円」に改め、同表第十一項中「500万円」を「1,000万円」に改める。

「300万円」を「500万円」に改め、同表第十一項中「500万円以上未満」を「300万円以上未満」に改め、同表第十一項中「300万円未満」を「300万円未満」に改める。

「300万円」を「500万円」に改める。

附 則

1 本規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の埼玉県財務規則の規定は、令和八年度の予算の執行に係るものから適用し、令和七年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。